



下呂市老人保健施設設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 29 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市規則第62号

下呂市老人保健施設設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

下呂市老人保健施設設置管理条例施行規則（平成16年下呂市規則第84号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(利用料等の受領) 第 5 条 （略） 2 （略） 3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。 （1） 居住費の日額は多床室600円、従来型個室1,850円とし、食費は朝食 <u>500円</u> 、昼食 <u>730円</u> 、夕食 <u>670円</u> 、経管栄養を 1 日 2 回投与の場合は 1 回当たり 730円、1 日 3 回投与の場合は 1 回当たり 490円とする。ただし、低所得者等については負担上限額を設けるものとする。 （2）～（4） （略） 4 （略）	(利用料等の受領) 第 5 条 （略） 2 （略） 3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。 （1） 居住費の日額は多床室600円、従来型個室1,850円とし、食費は朝食 <u>470円</u> 、昼食 <u>690円</u> 、夕食 <u>640円</u> 、経管栄養を 1 日 2 回投与の場合は 1 回当たり 730円、1 日 3 回投与の場合は 1 回当たり 490円とする。ただし、低所得者等については負担上限額を設けるものとする。 （2）～（4） （略） 4 （略）

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。